



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

平成27年  
10月から  
マイナンバーを  
一人ひとり  
お届けします！

# あなたにも、マイナンバー。 はじまります。

！マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

## 制度の利用範囲

マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に付される1人1つの12桁の番号のことです。社会保障・税・災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

### ○社会保障

年金の資格取得や確認・給付、雇用保険の資格取得や確認、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護など

### ○税

税務署等に提出する確定申告書・届出書・調書に記載するほか、その内部事務など

### ○災害対策

被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成など

※このほか、社会保障・地方税・災害対策にかんする事務で、市町村が条例で定める事

## 今後のスケジュール

▼平成27年10月

住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバーが通知されます（中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象となります）。

簡易書留で住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます（住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください）。

▼平成28年1月

社会保障、税、災害対策の行政手続きで順次利用が始まります。

希望者には申請により個人番号カードが交付されます。個人番号カードは表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が、裏面にマイナンバーが記載され、本人確認のための身分証明書として利用することができます。ほか、電子証明書も標準搭載され、e-Taxなどの各種電子申請を行うこともできます。

3つのメリット

1 行政の効率化  
手続きが正確で  
早くなる

2 国民の利便性の向上  
面倒な手続きが  
簡単に

公平・公正な  
社会の実現  
給付金などの  
不正受給の防止

マイナンバー制度のお問い合わせは、マイナンバーコールセンター（内閣官房）

マイナンバー

**0570-20-0178**（全国共通ナビダイヤル）

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。